

鳥取県告示第 933 号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 11 月 9 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10-1	株式会社コムスン 倉吉中央ケアセンター	倉吉市上井359-9	居宅介護、重度訪問介護	平成19年10月31日